



3 林政利第 110 号
令和 3 年 10 月 21 日

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長 殿

林野庁長官

建築物木材利用促進協定の運用について

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 77 号）は、令和 3 年 6 月 18 日に公布、同年 10 月 1 日に施行され、法律の題名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改められたところである。

今次の法改正において、建築物における木材利用を促進するために、建築物木材利用促進協定制度が創設された。本協定制度の細則については、建築物木材利用促進協定の締結の方法及び公表事項を定める省令（令和 3 年総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 1 号）で定めたところであるが、本制度の運用に当たっては、別紙内容に御留意いただき、制度の適切かつ円滑な運用につき、特段の御配慮をお願いする。また、貴管下の団体への周知方よろしくをお願いする。

なお、本制度の概要や協定の参考例等をまとめたハンドブックを別途送付するので、業務参考及び普及啓発用の資料として御活用願いたい。

(別紙)

第1 建築物木材利用促進協定制度の趣旨及び目的

今次の法改正において、木材利用を促進すべき対象が公共建築物から民間建築物を含む建築物一般に拡大されたところである。

建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築主をはじめ、林業及び木材産業の従事者、設計者、工事施工者等の関係する事業者又は事業者団体が、建築用木材や木造建築物に対する理解を深めるとともに、国や地方公共団体との効果的な連携を図り、建築物における木材利用に取り組むことが有効であると考え

る。
このため、事業者等による建築物における木材の利用の促進に関する構想及び国又は地方公共団体による当該構想の達成に資するための情報の提供その他の支援に関する事項を定めた協定を、国又は地方公共団体及び関係する事業者等が締結することができることとされたところである。

第2 定義

1 「事業者等」(法第15条第1項関連)

「事業者等」とは、事業者又は事業者団体をいい、「事業」とは、一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体を指し、営利の目的をもってなされるかどうかは問わない。

2 「建築主」

「建築主」とは、建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら工事をする者をいう。

第3 協定締結の申入れから締結までの各段階における留意事項

1 協定締結の相手方となる行政機関の考え方

協定を締結しようとする相手方となる行政機関(国又は地方公共団体)については、申入れ書に記載する建築物木材利用促進構想(以下「構想」という。)の対象区域に応じて選択するものとし、「対象区域」と「協定締結の相手方」の考え方については、下表を基本とする。

このうち、構想の対象区域が複数の市町村(特別区を含む。以下同じ。)にまたがる場合については、原則として、

- ① 各市町村に固有の役割を求める場合にあつては当該関係市町村と、
- ② 上記①に該当しない場合にあつては関係市町村が属する都道府県と、
- ③ 市町村及び都道府県にそれぞれ固有の役割を求める場合にあつては当該市町村及び都道府県と、

協定を締結することとする。

また、構想の対象区域が複数の都道府県にまたがる場合については、原則として、区域内の全ての都道府県と協定を締結することとする。ただし、対象区域が地方ブロック全体、地方ブロックを超える区域又はその他同等以上に広域の区域である場合には、国と協定を締結することも想定される。

複数の地方公共団体と協定を締結しようとする場合においては、事業者等と各地方公共団体とで個別にそれぞれ協定を締結する形式のほか、事業者等と複数の地方公共団体が連名で一本の協定を締結する形式のいずれも可能である。

表. 建築物木材利用促進構想の対象区域と協定締結の相手方の考え方

対象区域	協定締結の相手方
一の市町村内の区域	市町村
複数の市町村にまたがる区域	以下のいずれか。 ①区域内の全ての市町村 ②都道府県 ③都道府県及び区域内の全ての市町村
一の都道府県内の区域	都道府県
複数の都道府県にまたがる区域	区域内の全ての都道府県
うち、地方ブロック全体、地方ブロックを超える区域又はその他同等以上に広域の区域	以下のいずれか。 ①国 ②区域内の全ての都道府県
全国の区域	国

2 申入れ書の提出

建築物木材利用促進協定を締結しようとする事業者等は、上記1の表に定める協定締結の相手方となる行政機関の考え方を踏まえ、協定を締結しようとする相手方が国の場合にあつては農林水産大臣に、地方公共団体の場合にあつては当該地方公共団体の長に、建築物木材利用促進協定の締結の手續及び公表事項を定める省令（令和3年総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号）に定める申入れ書を提出するものとする。

申入れ書の提出に際しての留意点は以下のとおりである。

① 協定を締結しようとする相手方が国である場合

申入れ書は、農林水産大臣に提出することとされており、実務的には農林水産省林野庁林政部木材利用課に提出することとする。

② 協定を締結しようとする相手方が地方公共団体である場合

申入れ書は、対象区域を管轄する都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に提出することとされており、実務的には、上記1の表に定める協定締結の相手方となる行政機関の考え方を踏まえ、相手方となる地方公共団体の窓口提出することとする。

対象区域が複数の地方公共団体にまたがる場合（事業者等と地方公共団体とで個別にそれぞれ協定を締結する形式及び事業者等と複数の地方公共団体が連名で一本の協定を締結する形式の場合）には、それぞれの地方公共団体の長に申入れ書を提出することとし、その際には、対象区域に含まれる他の地方公共団体の長に同様の申入れを行っている旨を明記するものとする。

③ 協定を締結しようとする事業者が複数である場合

代表となる1事業者が申入れ書を提出することとするが、申入れ書の申入れ者の箇所に申入れ者である全ての事業者等の氏名及び住所を記載するものとする。

3 申入れ書の受理

国又は地方公共団体は、申入れ書の提出がされた場合は、形式的な不備がないことを確認の上、当該申入れ書を受理するものとする。形式的な不備があった場合には、国又は地方公共団体は、遅滞なく、申入れ者に対して補正を求め、又は不受理となる旨を通知するものとする。

4 協定締結の応否及び協定の内容に係る検討

① 協定を締結しようとする相手方が国である場合

農林水産省林野庁は、受理した申入れ書に記載された取組内容に応じて、協定締結の主体の候補となる国の機関を、関係省（総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省）と協議の上、決定する。協定締結の主体の候補となる国の機関は、申入れ者と協議、調整を行い、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）第2の3（2）に記載された内容、協定締結の主体の候補となる国の機関の施策との整合性、当該施策への寄与度等を勘案し、協定締結の応否に係る判断を行うものとする。当該国の機関は、協定を締結することが適当であると判断した場合には、申入れ者と協議の上、協定を締結するものとする。

② 協定を締結しようとする相手方が地方公共団体である場合

地方公共団体の窓口である部局は、受理した申入れ書に記載された取組内容に応じて、申入れ者及び関係部局との協議及び調整を行い、国の場合に準じて、協定締結の応否に係る判断を行い、協定を締結することが適当であると判断し

た場合には、申入れ者と協議の上、協定を締結するものとする。

なお、対象区域が複数の地方公共団体にまたがり、それぞれの地方公共団体の長に同様の申入れがなされる場合（事業者等と地方公共団体とで個別にそれぞれ協定を締結する形式及び事業者等と複数の地方公共団体が連名で一本の協定を締結する形式の場合）は、関係地方公共団体間で密に連携して対応するものとする。

5 協定の公表

国又は地方公共団体は、協定を締結した場合には、協定の内容のほか、協定の名称、対象区域、有効期間、参加者の氏名をホームページ等で公表するものとする。

第4 地方公共団体における体制整備等

1 地方公共団体における窓口の一元化等

申入れ書に記載される構想の内容や当該構想の達成に向けた取組の内容が一の地方公共団体内の複数部局にまたがるものとなることも想定されるが、申入れ者の利便性を向上させ、本協定制度の活用促進を図るために、都道府県及び市町村における申入書の提出先及び協議先は林務担当部局（同部局と別に、木材利用促進担当部局がある場合は、当該部局）に統一するなど窓口を一元化するとともに、窓口及び協定締結のための事務手続等について、地方公共団体のホームページ等での周知に努めるものとする。

この際、都道府県においては、管内の市町村の窓口を取りまとめ、ホームページ等で公表することが望ましい。

また、協定締結の申入れ後、構想の内容等に応じて関係する部局において、協定締結に係る協議及び応否の判断や協定に基づく施策の実施等が円滑になされるよう、各地方公共団体に設置された木材利用促進会議等を活用して、あらかじめ協定締結の事務的手続や関係部局の役割分担等を定め、共有することが望ましい。

2 地方公共団体間の連携

事業者等が締結しようとする協定の構想の区域が複数の地方公共団体の管轄にまたがり、かつ、構想の取組の内容が区域で一体的に行われる場合においては、第3の4②なお書きのとおり、各地方公共団体間で連携して対応するものとする。